

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

				資料番号	6-1	担当課	住宅室
法令名	愛媛県県営住宅管理条例	根拠条項	第 23 条の 23 第 1 項	不利益処 分の種類	駐車場の使用許可の取消		
(駐車場の明渡請求) 第 23 条の 23 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、県営住宅駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。 (1) 使用者が第 23 条の 17 に規定する資格を失ったとき。 (2) 使用者が不正の行為によって県営住宅駐車場の使用の許可を受けたとき。 (3) 使用者が正当な事由によらないで駐車場使用料を 3 月以上滞納したとき。 (4) 使用者が正当な事由によらないで引き続き 15 日以上県営住宅駐車場を使用しないとき。 (5) 使用者が県営住宅駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。 (6) 県営住宅駐車場の借上げの期間が満了するとき。 (7) 県営住宅又は共同施設の管理上必要があると認めるとき							